

基発0420第3号  
令和2年4月20日

登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令の施行について

標記については、別添のとおり、都道府県労働局長あてに通知しているので、下記に留意し、業務の適切な実施をお願いします。

#### 記

性能検査の実施を予定する事業場に対し、必要に応じボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第87号。以下「改正省令」という。）の内容を周知し、改正省令の趣旨を踏まえ、検査実施日を調整すること。

今般の改正省令による検査証の有効期間の延長措置の対象となった特定機械等について、性能検査を実施した場合、当該検査証の有効期間は、延長前の有効期間の満了日の翌日から起算すること。また、当該性能検査の実施日が変更前の検査証の有効期間の満了日後となった理由を検査証に裏書きしておくこと。